附　則

（施行期日）

1　この省は、令和七年十二月三十一日から施行する。

（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

2　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令（令和四年財務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の改正規定を次のように改める。

第十六条から第十九条まで　削除

第十六条の二を削る改正規定を削る。

○農林水産省令第五十五号

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）及び森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第三百六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年十二月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（森林経営管理法施行規則の一部改正）

第一条　森林経営管理法施行規則（平成三十年農林水産省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（経営管理権集積計画の作成に係る意向調査） **第三条**　法第五条の規定による調査は、次に掲げる事項について行うものとする。 一～三　（略） （不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者） **第八条**　令第一条第二号に規定する農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二　（略） 三　法第五条又は第四十五条第二項の規定による調査により判明した当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を有すると思料される者 四　（略） （登記名義人等が死亡又は解散していることが判明したときの不明森林共有者関連情報の提供を求める措置） **第九条**　市町村は、令第一条第四号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。 一・二　（略） 三　登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求すること。 四　（略） （法第三十六条第一項の規定による民間事業者の公募） **第三十一条**　法第三十六条第一項の規定による公募は、毎年一回以上定期的に、当該公募の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	（経営管理意向調査） **第三条**　法第五条の規定による経営管理意向調査は、次に掲げる事項について、書面により行うものとする。 一～三　（略） （不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者） **第八条**　令第一条第二号に規定する農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二　（略） 三　経営管理意向調査により判明した当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を有すると思料される者 四　（略） （登記名義人等が死亡又は解散していることが判明したときの不明森林共有者関連情報の提供を求める措置） **第九条**　市町村は、令第一条第四号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。 一・二　（略） 三　登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を求めること。 四　（略） （民間事業者の公募） **第三十一条**　法第三十六条第一項の規定による公募は、毎年一回以上定期的に、当該公募の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。